

旅行業約款(追記分)

1. 当社が平成30年3月15日付で認可を受けた旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」の別表第二をつぎのとおりに変更する(下線部が変更及び追加箇所)。

別表第二 変更補償金(第二十九条第一項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
第一号から第六号まで (略)	(略)	(略)
七 <u>契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)</u>	(略)	(略)
第八号及び第九号 (略)	(略)	(略)
注一から注四まで (略)		
注五 <u>第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。</u>		
注六 (略)		
注七 (略)		

2.. 当社が平成30年3月15日付で認可を受けた旅行業約款の「受注型企画旅行契約の部」の別表第二をつぎのとおりに変更する(下線部が変更及び追加箇所)。

変更補償金の支払いが必要となる変更		一件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
第一号からで第六号まで (略)		(略)	(略)
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、 <u>変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。</u>)		(略)	(略)
第八号 (略)		(略)	(略)
注一から注四まで (略)			
<u>注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。</u>			
注六 (略)			

3. 上記1. 及び2. 以外は当社が平成30年3月15日付で認可を受けた旅行業約款と同一の内容である。

以 上